

第1章 総則

(名称及び所在地)

第1条：本クラブは「Frontier athlete club(略:Frontier AC)」と称し、その本部は、代表宅におきます。

(目的)

第2条：本クラブは、成長期にあたる青少年のオーバーワークに留意しながら専門的な練習に取り組み、陸上競技力の向上のみならず、他スポーツにも生きるような走力を身につけることを目的とします。

第2章 会員

(入会資格)

第3条：本クラブに入会できる対象者は、本クラブの趣旨に賛同し、本規約および本クラブが定めるその他の規則を厳守できる健康で運動が可能な方とします。

(入会)

第4条：入会希望者は、本クラブ所定の入会申込書に必要事項を記入し、本クラブの承認を得るとともに、入会金、年会費をお支払いいただきます。この手続きが完了した時点で会員となります。

(入会金)

第5条：入会金をご入会時にお納めいただきます。

(年会費)

第6条：年会費をご入会時にお納めいただきます。以降毎年3月にお支払いいただきます。

(回数券)

第7条：1回ずつの都度払いもしくは5回分の回数券をご購入いただきます。レッスン1回参加につき1回分の券を消費いたします。ご購入いただいた回数券は、特段の理由がない限り原則として払い戻しはいたしません。

(入会金・会費等を変更)

第8条：本クラブは入会金・年会費・回数券料金を変更する場合がございます。

(退会)

第10条：退会の際は、退会する月の10日までに申し出をしてください。 例) 8月末～退会 → 8月10日までに申し出
申し出をされた翌月の末日をもって本クラブを退会し、会員資格を喪失するものとします。

第3章 会員の権利および義務

(責任事項)

第11条：会員あるいは会員以外の施設利用者が、本クラブの利用に際して生じた人的・物的事故および金品の紛失があった場合、本クラブは、本クラブに重大な過失がある場合を除いて一切の賠償の責を負わないものとします。会員が本クラブまたは第三者に損害を与えた場合は、その会員自身に賠償の責を負っていただきます。
また、会員はスポーツ安全協会の傷害保険へ加入していただきます。(加入区分：A1、C)

(変更事項)

第12条：入会申込書の記載事項に変更が生じた会員の方は、速やかに届け出ていただきます。

(会員資格の除名等)

第13条：次の各事項のいずれかに該当する行為があった場合は、本クラブは該当する会員の会員資格を一時停止または除名することができます。

(1)本クラブの名誉を傷つける行為、他の会員に著しく迷惑となる行為があったとき。

(2)本クラブの規約および、その他の規約に違反したり、スポーツマンシップに反する行動を繰り返したりするなど、本クラブが会員としてふさわしくないと認めるとき。

(3)会費、その他の支払いを3か月以上滞納し、本クラブより催促を受けてもなお所定の期日までに支払いのないとき。

(4)入会申込書に虚偽の事実を記載し入会承認を得たとき。

第4章 その他

(施設の休業・閉鎖)

第14条：本クラブは次の理由により施設の場所の変更、休業をすることがあります。

(1)天災、事変その他止むを得ない事情により開場が不可能なとき。

(2)施設の補修または改装するとき。

(3)社会情勢、経済状況に重大な異変があるとき。

(スクール会場、クラスの新設・廃止等)

第15条：本クラブは、利用状況等により、スクール会場・クラスの新設、曜日・時間帯変更または廃止をすることがあります。

(規約の改正)

第16条：本クラブは、本規約を予告なく改正することがございます。改正後の規約については、本クラブのホームページ上に掲載いたします。

(発効)

第16条：本規約は2023年4月1日より発効します。

附則1：2023年6月1日改正